

第1日

令和5年2月22日（水）

午前10時零分開会

○議長（半田雄三君） これより、令和5年第1回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から3月20日までの27日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月20日までの27日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

3番北川清文議員

4番熊本正博議員

を指名いたします。

施政方針をお開きください。

次に、施政方針について、市長より説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに、令和5年第1回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙な中にお繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本議会は、市政運営の基本となる令和5年度の当初予算をはじめ、多くの重要な案件について御審議をお願いするものであります。したがって、その冒頭で私の令和5年度における市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

私は、これまで「ふるさと朝倉を取り戻す」の理念の下、復旧・復興に全力で取り組んでまいりました。朝倉市復興計画では、令和6年度から被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり発展していく「発展期」と位置づけております。令和5年度は「発展期」へ向けて動き出す大切な1年であり、創意工夫を凝らし、朝倉市を活性化していきたいと考えております。

世界の情勢を見ますと、ロシアによるウクライナ侵攻が始まって1年が経過いたし

ましたが、未だ世界を震撼させ続け、国際秩序の不安定化を招いております。また、欧米各国の金融引き締めによる世界的な景気後退の影響などについても不透明さが増しております。

国内におきましては、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、季節性インフルエンザと同等の5類へ引き下げる方針が決定され、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、経済の緩やかな持ち直しが続いております。

一方で、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー、食品等の価格高騰など、我が国の経済を取り巻く環境は厳しさが増しております。

こうした中、足元の物価高を克服しつつ、日本経済を民需主導で持続可能な成長軌道に乗せていく必要があります。

政府は、令和5年度予算案について、過去最大の防衛費予算による防衛力の抜本強化、こども家庭庁を創設した上で子ども施策の推進、デジタルの力で地方の個性を生かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図るデジタル田園都市国家構想、2050年カーボンニュートラル目標に向けたGX（グリーントランスフォーメーション）の推進等の重要課題に対応するとしております。

一般会計予算は、過去最大の114兆3,800億円とし、「歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り拓くための予算」とされております。

一方で、税収は過去最大の69兆4,400億円を確保するものの、国債の発行額は前年度より減額ではありながらも依然として財源の3割以上を国債に頼る構造は変わらず、厳しい財政状況は続いております。

防衛費の財源の議論、異次元の少子化対策など、今後の状況を注視していく必要があると思われま。

現在、市では「第2期朝倉市総合戦略」に基づき地方創生に取り組んでいるところでありますが、これまで以上に成果を上げ、市民の皆様に効果を実感していただけるよう、全庁横断的な取組や複数年での事業展開など、新たな視点を持った新規事業を構築する「地方創生予算枠」を創設いたします。そのために、ふるさと納税を原資とする地域振興基金の中から、今後3年間で3億円の予算を確保いたします。

また、政策決定に至るまでの新たなプロセスとして、事業を発案した職員に直接私や幹部職員へプレゼンテーションを行わせ、採択を決定することとしており、職員の政策形成能力や士気の向上につなげていきたいと考えております。

この中から移住定住の拠点となる「移住定住交流センター」を新設する事業や、国道322号の道路事業にあわせて交通の結節点となる甘木駅周辺整備の基本構想を策定する事業などを採択し、予算を計上しております。

新庁舎の建設につきましては、昨年から事業を再開いたしました。今定例会に上程しておりますように、新庁舎の位置を定める条例改正を行うとともに、令和7年度中の完成・開庁に向けた関連予算を計上し、進めてまいります。

さて、令和5年度予算をはじめとする市政運営の基本的な考え方につきましては、今議会で議決を賜りたい第3次朝倉市総合計画に基づいて説明申し上げます。

計画では、「人、自然、歴史が織りなす水ひかる朝倉」を将来像とし、その実現のため、分野別の施策を6つの基本目標として掲げております。また、基本目標の下に23の施策及び112の基本事業を設定いたしました。その中から、選択と集中による資源の有効活用を行うため、23の基本事業を政策的な「重点分野」として設定し、人口減少の抑制や関係人口の増加に資する基本事業のうち27の基本事業を「地方創生分野」として設定いたしました。施策の枠組みを越え、連携を図りながら、全庁挙げて横断的に取り組んでまいります。

次に、6つの基本目標とその目標ごとの令和5年度の主な取組について説明申し上げます。

まず、1つ目の基本目標「災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり」についてです。

平成29年7月九州北部豪雨災害から5年7か月が経過いたしました。この間、災害復旧事業は国、県をはじめとする関係各位の御尽力により、着実に前へ進んでまいりました。令和5年度当初予算案では、災害関連経費として約61億4,800万円を計上しており、一日も早い事業の完成を目指してまいります。

被災地の復興については、朝倉市復興実施計画に基づき、防災拠点施設、災害伝承広場等を整備するとともに、住まいの再建のための宅地分譲、堆積土砂を活用した宅地嵩上げ等を進めてまいります。

また、災害時における避難情報等をより確実に伝達できるよう、防災行政無線の放送を屋内で聴取可能な戸別受信機の配備を進めてまいります。

5月に朝倉市で開催される福岡県総合防災訓練では、ダムの緊急放流を想定に入れた朝倉市ならではの訓練を行い、地域防災力を高めてまいります。

さらに、防災講演会や自主防災組織のリーダー研修会、消防資機材の更新等に取り組むことにより、災害に強い、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、2つ目の基本目標「子どもから高齢者まで、健やかに笑顔があふれるまちづくり」についてです。

結婚・出産・子育て支援の充実については、昨年から旧市町村会館に場所を移した「あさくら出会いサポートセンターJUNOALL」での縁結び事業を継続し、会員増や成婚につながるよう進めてまいります。

このほか、子育て支援の拠点であるつどいの広場を改修し、これまで週4日だった開館日を令和5年度から週5日とし、月に2日は土曜日または日曜日にも開館し、子育て支援

を充実してまいります。

また、私立保育園及び認定こども園の送迎用バスの置き去り防止装置や登園管理システムの導入を支援するとともに、公立保育所の保育計画作成等の保育業務支援、登園管理及び保護者との連絡が円滑に行えるシステムを導入して、ICT化に取り組んでまいります。

健康づくりの推進としては、定期的な健診、体力づくり支援、介護予防等に取り組んでまいります。このほか、健診を受けやすい環境を整備して予防医療の充実を図るとともに、医療、保健、福祉の連携を図った相談体制の充実を目指し、朝倉診療所の施設整備を進めてまいります。

また、介護人材を確保するため、介護の入門的な資格の受講料補助や市内の介護事業所に新規に採用され市外から転入する人の家賃補助等を行ってまいります。

このほか、50歳以上を対象とした带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成に取り組んでまいります。

次に、3つ目の基本目標「次世代につなぐ環境にやさしいまちづくり」についてです。

昨年1月に行いました「朝倉市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、現在、市全体を対象区域とした朝倉市地球温暖化対策実行計画を作成しております。

具体的な取組としては、令和4年度から再開した住宅用太陽光発電システム設置補助金をゼロカーボン推進補助金に改め、電気自動車購入など補助対象メニューを拡充してまいります。

また、地域コミュニティ施設や学校施設等のLED設備の整備に取り組むとともに、公用車の電気自動車購入を計画的に進め、GX（グリーントランスフォーメーション）の取組を進めてまいります。

次に、4つ目の基本目標「活力ある産業と魅力的な観光資源があるまちづくり」についてです。

老朽化した農業用施設の改修など農業基盤の整備を図るとともに、水田農業、園芸農業及び畜産のための施設・機械整備に対する補助や、豪雨災害で被災した農家の営農再開に向けての区画整理事業等を進めてまいります。

また、有機農業の取組面積を拡大し、農業の環境負荷を低減するため、有機農業を志す就農者に対し、市内のスクールで学ぶための受講料の一部を支援いたします。

このほか、森林環境譲与税や県の森林環境税の活用により、長期間放置され公益的機能の低下した荒廃森林の整備、豪雨災害により林内に堆積した倒木等の撤去、森林施業のための林業用作業道の整備に対する補助金による支援、公共施設への木材利用の推進等を行い、林業の活性化を図ってまいります。

中小企業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大、ロシアによるウクライナ侵攻、円安に伴う物価高騰等の影響により厳しい経営状況が続いておりますが、金融支援や新規創業支援を継続して実施するほか、消費を喚起し、市内商工業者を支援するためプレミア

ム付商品券を発行いたします。

観光振興としましては、山田堰への修学旅行誘致及び首都圏でのPR活動を継続して実施するとともに、新たに令和5年度から令和6年度にかけて秋月藩成立400年を記念したイベント等を実施いたします。

また、テレビ、雑誌等を活用して、春や秋の観光シーズン以外の観光客増加を図る観光プロモーション事業にも取り組んでまいります。

このほか、水の回廊構想の具体化の一つとして「水の文化村水辺のふれあいゾーン」をキャンプ場として活用いたします。

次に、5つ目の基本目標「生きる力を育み、生涯成長できるまちづくり」についてです。

児童・生徒が確かな学力、豊かな人間性、及び健康・体力をバランスよく身につけながら、学校で楽しく充実して学べる環境づくりに努めます。その一つとして、小中学校のトイレの洋式化を進めてまいります。

立石小学校については、児童数の増に伴う教室不足を解消するため、校舎の増築改修工事を行います。

ICT教育の推進については、引き続き教職員等に対し、タブレットの活用支援を行うとともに、児童生徒が自宅でも活用できるように通信環境の確保に努めてまいります。

コロナ禍も相まって不登校児童生徒が増加している状況に鑑み、不登校復帰支援員を増員するとともに、支援を要する児童生徒が安心安全に学校生活を送れるよう特別支援教育支援員を増員いたします。

また、物価高騰に伴う保護者の負担軽減のための小中学校の給食費補助を行ってまいります。

このほか、郷土愛の醸成を図るため、朝倉市の歴史、文化等に関する副読本「わたしたちの朝倉」の更新作業を、令和5年度から令和6年度にかけて行います。

市民が学ぶ機会が十分にあり、歴史的・文化的な活動、生涯学習活動及びスポーツ活動に積極的に参加できるよう、総合市民センターの施設補修、B&G海洋センターの改修等を実施いたします。

また、秋月藩成立400年を記念した事業として、秋月藩初代藩主黒田長興が父の長政から拝領したと伝わる兜を修復するとともに、展示用・イベント用の兜を製作いたします。

次に、6つ目の基本目標「誰もが尊重され支えあい、市民とともに創る持続可能なまちづくり」についてです。

各地区のコミュニティ活動の拠点となる施設としては、三奈木コミュニティセンターが令和4年度に完成し、令和5年度には隣接地に防災広場を整備する予定であります。

また、安川コミュニティセンターについて、令和7年度の完成を目指して建替えに着手いたします。

自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進として、全庁的な取組を進

めるために、DX推進計画を策定してまいります。

また、行政文書のペーパーレス化や電子決裁の導入に取り組むとともに、利便性の高いサービスの提供として、マイナンバーカードを利用した住民票や印鑑証明書のコンビニエンスストア交付事業にも取り組んでまいります。

ここまで基本目標と主な取組について申し上げてまいりましたが、このほかの取組として、全庁に関わる主要な行政課題を総合的に調整・推進する企画部門を強化するとともに、第3次総合計画の施策に対応した組織機構改革を行い、課題解決に積極的に取り組み、成果を出す組織を目指してまいります。

また、ふるさと納税については、返礼品やウェブサイト数の拡充などに取り組んでいる中、おかげさまで順調な伸びを示しております。令和5年度の目標額を20億円とし、引き続き貴重な財源確保の一助となるよう積極的な取組を進めてまいります。

以上、令和5年度の施政方針について申し上げます。

私は、2期目のスローガンを「市民と創る朝倉」といたしまして、全ての世代に夢・希望・笑顔あふれる誰もが住みたい朝倉市を実現することをお約束いたしました。市民の皆様、そしてその代表である市議会議員の皆様の声に耳を傾け、適切に判断し、積極果敢に行動し、結果を出す。このことに職員一丸となって全力で取り組んでまいります。議員各位には、重ねて御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

(市長降壇)

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、以上で施政方針の説明は終わりました。

次に、議案等の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から報告2件、議案45件の送付を受けました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(林 裕二君) 本日、提案いたしました議案につきまして、ただ今から提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会では、報告について2件、当初予算について9件、補正予算について6件、条例の廃止、一部改正及び制定について19件、計画の策定について3件、工事請負契約の締結について1件、財産の処分について5件、市道路線の認定について1件、字の区域の変更について1件、合計47件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号及び報告第2号について説明申し上げます。

報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告につきましては、物損事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第

2項の規定により報告申し上げるものであります。

次に、当初予算について説明申し上げます。

第1号議案令和5年度朝倉市一般会計予算につきましては、当初予算規模を401億3,000万円とし、前年度の6月補正後本予算との比較では、40億2,004万5,000円、11.1%の大幅な増となっています。これは、庁舎建設事業費、ふるさと応援寄附金関連事業費等によるもので、災害関連予算につきましては、復旧事業の進捗等により約14億円減、約61億円となっており、災害関連以外の地方創生事業を含む通常分は、過去最大規模の約340億円となりました。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明申し上げます。

市税は、個人市民税において個人給与所得の増や固定資産税の新築家屋分の増等が見込まれることから、対前年度比2億6,180万円、3.7%の増となりました。

一般財源等の中で大きな割合を占める地方交付税及び臨時財政対策債は、国が示した令和5年度の地方財政計画においては、地方交付税の原資である国税、地方税及び地方譲与税の伸びが見込まれるため、地方交付税は対前年度比3,073億円、1.7%の増、臨時財政対策債は7,859億円、44.1%の減とされました。

本市におきましては、市税の増等はあるものの公債費の増や臨時財政対策債の発行抑制により、普通交付税は対前年度比1億円、1.5%の増、臨時財政対策債は地方財政計画に基づき、対前年度比2億円、57.1%の減といたしました。特別交付税は、前年度と同額の10億円を計上いたしました。このことから歳入の根幹を成します市税、地方交付税等の一般財源総額は、対前年度比3億70万8,000円、1.8%の増となりました。

次に、歳出の主な内容について、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、総務費は、庁舎建設事業費、ふるさと応援寄附金関連事業費、同報系防災行政無線戸別受信機導入事業費等の増により、対前年度比41億1,147万7,000円、67.0%増の102億4,609万8,000円といたしました。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費等の減により、対前年度比1億2,795万4,000円、4.8%減の25億1,422万4,000円といたしました。

農林水産業費は、被災した農家等に対する施設や機械の再取得等のための補助金等の増により、対前年度比8,178万9,000円、3.2%増の26億825万2,000円といたしました。

土木費は、鳩胸団地建替事業費、道路新設改良事業費等の増により、対前年度比4億2,845万3,000円、13.0%増の37億1,583万円といたしました。

教育費は、立石小学校校舎増築・改修事業費、B&G海洋センター大規模改修事業費等の増により、対前年度比8億2,257万8,000円、35.3%増の31億5,198万7,000円といたしました。

災害復旧費は、災害復旧事業の進捗等により、対前年度比13億3,500万1,000円、27.1%減の35億8,230万7,000円といたしました。

なお、詳細内容につきましては、予算審査特別委員会におきまして担当職員から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、特別会計について説明申し上げます。

第2号議案令和5年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比4万8,000円、0.7%増の659万3,000円といたしました。

第3号議案令和5年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定において、対前年度比5,944万9,000円、0.8%減の71億2,288万7,000円とし、直営診療施設勘定において、対前年度比2,799万6,000円、10.0%増の3億741万3,000円といたしました。朝倉診療所の老朽化に伴う施設整備と併せ、予防医療の充実及び介護予防事業との連携強化を目指します。

第4号議案令和5年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比6,832万5,000円、6.9%増の10億5,516万3,000円といたしました。

第5号議案令和5年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、対前年度比1,908万6,000円、0.3%減の61億6,579万5,000円といたしました。

次に、第6号議案から第9号議案までにつきましては、企業会計予算に関する議案であります。

第6号議案令和5年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間549万立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に1億7,111万5,000円、支出に1億4,364万7,000円を計上いたしました。

また、資本的支出において、企業債償還金として、支出に2,572万6,000円を計上しておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

第7号議案令和5年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、事業の予定量として年間271万5,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に6億102万6,000円、支出に6億1,486万1,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出において、配水管布設工事、浄水場設備機器更新工事等を行うこととし、収入に2億4,138万3,000円、支出に3億7,671万1,000円を計上しておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

第8号議案令和5年度朝倉市簡易水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間9,060立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において563万5,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出において、ポンプ室制御盤更新工事を行うこととし、678万7,000円を計上しております。

第9号議案令和5年度朝倉市下水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として、水洗化人口3万3,045人に対し、年間総処理水量474万5,478立方メートルを処理することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に24億227万4,000円、支出



に21億8,638万4,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出において、流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業の建設改良を主に行うこととし、収入に17億8,732万4,000円、支出に25億5,706万円を計上しておりますが、不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、第10号議案から第15号議案までの補正予算に関する議案につきまして、説明申し上げます。

第10号議案令和4年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）につきましては、ふるさと応援寄附金関連事業費、プレミアム商品券発行補助事業費等の増、災害関連経費の増減及び既定経費の減について補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ7億3,443万1,000円を減額し、予算総額を379億8,209万6,000円といたしました。

第11号議案令和4年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定経費の減額に伴い財政調整基金へ積み立てる経費を補正するもので、補正の額は、歳入歳出それぞれ121万2,000円を追加し、予算総額を775万7,000円といたしました。

第12号議案令和4年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定において、前年度の療養給付費負担金の確定に伴う県への返還金及び令和3年度決算に伴い財政調整積立基金へ積み立てる経費について補正するもので、補正の額は、歳入歳出それぞれ1億7,341万8,000円を追加し、予算総額を73億5,575万4,000円といたしました。

第13号議案令和4年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する保険料負担金の増額等に伴い補正するもので、補正の額は、歳入歳出それぞれ3,300万4,000円を追加し、予算総額を10億1,984万2,000円といたしました。

第14号議案令和4年度朝倉市水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的収入及び支出において、消費税の増に伴い補正するもので、収益的収入を176万2,000円増額し、収入合計を5億9,580万9,000円とし、収益的支出を201万円増額し、支出合計を6億918万9,000円といたしました。

また、資本的収入及び支出において、配水管布設工事等の確定に伴う減について補正するもので、資本的収入を1,669万8,000円減額し、収入合計を2億2,018万3,000円とし、資本的支出を3,676万3,000円減額し、支出合計を3億4,481万1,000円といたしました。

第15号議案令和4年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入及び支出において負担金の減に伴い補正するもので、収益的収入を1,102万6,000円減額し、収入合計を24億3,017万1,000円とし、収益的支出を1,102万6,000円減額し、支出合計を20億9,269万1,000円といたしました。

また、資本的収入及び支出において、国の令和4年度第2次補正予算により、令和5年

度に予定しておりました国庫補助事業の前倒しに伴う補助金及び企業債の借入の増により、資本的収入を6,935万1,000円増額し、収入合計を15億6,894万1,000円とし、資本的支出を6,830万6,000円増額し、支出合計を24億1,324万8,000円といたしました。

次に、第16号議案朝倉市杷木農業公園条例を廃止する条例の制定につきましては、朝倉市杷木農業公園を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第17号議案朝倉市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市役所の位置を変更したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第18号議案朝倉市久喜宮地域防災拠点施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害時における災害対策活動等の拠点施設として、志波地域防災拠点施設を設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第19号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第20号議案組織機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、組織機構の見直しを実施することに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第21号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、投票管理者が従事時間内に交代する場合の報酬額を定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第22号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第23号議案朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、志波体育センター及び久喜宮体育センターを公の施設として設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第24号議案朝倉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第25号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第26号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部が改正されること、並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この規定を制定しようとするものであります。

第27号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第28号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されること及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第29号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第30号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般廃棄物の処理手数料を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第31号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第32号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定を整備したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第33号議案朝倉市水循環保全条例の制定につきましては、本市における健全な水循環の保全に関する基本理念を定めるとともに、必要な施策を推進するため、この条例を制定しようとするものであります。

第34号議案朝倉市秋月財産区個人情報保護に関する法律施行条例の制定につきましては

は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第35号議案第3次朝倉市総合計画の策定につきましては、第3次朝倉市総合計画を策定するに当たり、朝倉市総合計画策定条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第36号議案及び第37号議案辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、佐田辺地における令和5年度の総合整備計画及び黒川辺地における令和5年度から令和6年度までの総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第38号議案工事請負契約の締結につきましては、農地改良復旧（区画整理）工事（北川道目木・梅ヶ谷地区）につきまして、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第39号議案から第43号議案までの財産の処分につきましては、松丸自治会、下戸河内地区、木和田自治会及び佐田地区自治会に財産を無償で処分するに当たり、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第44号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第45号議案字の区域の変更につきましては、市営土地改良事業に伴い字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等を頂きますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承頂きますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 提案理由の説明の第1号議案令和5年度朝倉市一般会計予算につきましての説明の中で、教育費の部分で、立石小学校校舎増築・改修事業費、B&G海洋センター大規模改修事業費等の増により、対前年度比8億2,257万8,000円、35.3%増の31億5,198万4,000円と申し上げるべきところを、31億5,198万7,000円と申し上げましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（半田雄三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は3月1日の本会議において行います。

お諮りいたします。第1号議案については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを予算審査特別委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。第35号議案については、第3次総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、第3次総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました第3次総合計画審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを第3次総合計画審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あらかじめお伝えいたします。次回2月28日の会議は、一般質問の1人当たりの持ち時間を70分とすることにより、午前9時半に繰り上げて開くことにいたします。お間違ひのなきようお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時55分散会